

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、平成26年2月に避難先での転落事故によって脊髄を損傷して寝たきり状態となり、その後平成28年に死亡した被相続人について、平成26年2月から死亡時までの日常生活阻害慰謝料（10割の増額分）が賠償された事例。

1437

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A(以下「被相続人」という。)が平成28年5月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 1 損害項目

被相続人の日常生活阻害慰謝料(増額分) 280万0000円

#### 2 期間

平成26年2月6日から平成28年5月〇日まで

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)についての和解金として、金280万円の支払義務があることを認める。

### 第4 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項記載の被相続人の日常生活阻害慰謝料(増額分)に係る賠償として、金50万円を支払い済みであること及び同既払金50万円全額を第2項記載の和解金280万円から控除する方法で精算することを相互に確認する。

### 第5 支払方法

(省略)

### 第6 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月20日

(仲介委員 増山宏)